

平成30年度観光客の利便性・満足度向上事業（空港、港、鉄道駅、バスターミナル等のトイレの洋式化）実施要領

平成30年6月19日 30香観協56号

この実施要領は、平成30年度観光客の利便性・満足度向上事業（空港、港、鉄道駅、バスターミナル等のトイレの洋式化）補助金交付要綱（平成30年6月19日 30香観協56号）（以下「交付要綱」という。）のほか、平成30年度観光客の利便性・満足度向上事業（空港、港、鉄道駅、バスターミナル等のトイレの洋式化）事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1 事業実施について

補助を受けようとする事業者は、公益社団法人香川県観光協会会長（以下「会長」という。）に要望を提出する。

会長は、提出された要望が適当であると判断すれば、補助事業対象者に対して、補助金額等を内示する。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を会長に提出する。

2 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第8条第1項第1号ただし書きに規定する会長が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第3別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

3 基本的な考え方

訪日外国人の入県から目的地までの移動にかかる受入環境整備を支援することを目的とし、旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とする。

4 補助対象経費

① 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を新規に設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

上記整備を実施する場合、撤去・内装・衛生設備・取付・建具・電気設備工事、及び設計・工事管理費等を補助対象とする。

② 追加整備項目

※ 追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる必要最低限の整備を補助対象とする。

- ・温水洗浄便座の設置（多目的トイレへの設置も含む。）
- ・ハンドドライヤーの設置

- ・洗面器の設置・交換・自動水栓化
- ・化粧鏡の設置・交換
- ・小便器の設置・交換（旧式→新式）
- ・室内照明LED化
- ・室内冷暖房の設置
- ・外装工事（躯体工事は除く。）
- ・窓の交換
- ・入口ドアの設置・交換
- ・多言語またはピクトサイン等による案内標識（トイレであることを示す標識や、トイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板）
- ・トイレ施設内のピクトサインや多言語表示の設置
- ・多目的トイレに関わる設備
- ・その他

③ 補助対象外経費

土地の取得に要する費用は対象外。

また、公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としない。

附 則

この要領は、平成30年6月19日から施行する。